

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 あけぼの事業福祉会

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの事業福祉会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、当法人の運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

	報酬(日額)
理事会出席報酬等	5,340円(源泉税控除後5,000円)

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬(日額)
評議員会出席報酬等	5,340円(源泉税控除後5,000円)

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、当法人の運営する施設の職員を兼ねる委員には支給しない。

	報酬(日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,340円(源泉税控除後5,000円)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 副理事長が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、副理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員に準じて旅費交通費を支給する。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限りこの規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 (月額)

名称	報酬額
理事長業務報酬	750,000円

別表2 (日額)

名称	報酬額
副理事長業務報酬	22,590円 (源泉税控除後15,000円)
理事業務報酬	12,480円 (源泉税控除後10,000円)
監事業務報酬	12,480円 (源泉税控除後10,000円)